

令和7年11月28日

平塚市監査委員 市川 喜久江
同 城田 孝子
同 出村 光
同 上野 仁志

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

次の監査対象部課（対象団体）における令和6年度の出資に係る出納その他の事務

- (1) 福祉部 高齢福祉課（対象団体：公益財団法人平塚市生きがい事業団）

2 監査の実施期間

令和7年9月9日から10月24日まで

3 監査の方法及び監査項目

監査対象部課に対し監査対象団体への出資に関する調書の提出を求め、出資の状況及び市の関与等について調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、監査対象団体に対し財務諸表、総勘定元帳等の提出を求め、出資目的に沿った事業が行われたか、事業報告書・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事業報告書及び決算書
(2) 収入事務
(3) 支出事務
 契約事務
(4) 財産の管理事務
(5) 庶務その他の事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

- (1) 福祉部 高齢福祉課（対象団体：公益財団法人平塚市生きがい事業団）

- ア 事業は出資の目的に沿って行われていると認められた。
イ 事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められた。
ウ 会計経理について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

支出における委託契約について、契約日未記載の契約書が複数あった。

本件については、前回監査においても同様の指摘があり、再発防止の取組として「複数名での確認を徹底する」との報告を受けたが、その対応が徹底されていなかったと言わざるを得ない。再度、生きがい事業団内の徹底はもとより、高齢福祉課においても措置状況を確認するなど、組織として適正な事務執行をされたい。

○ 要望事項

生きがい事業団では、会員への配分金支払時の資金不足が生じた場合の補填を目的に、年度当初に平塚市から運転資金を無利息で借り入れ、年度末に返還している。この借入額については、適宜見直しを行い徐々に減額しているところではあるが、令和6年度は市からの貸付金が不要な状況となっていた。自立した公益財団法人として、資金計画を精査するとともに、市からの貸付けを前提としない資金の調達方法について検討を進められたい。

また、市としても生きがい事業団の財政状況等を十分把握した上で、貸付額の妥当性や必要性について検討されたい。

以 上